

令和3年6月定例会

議案説明資料

予算に関する説明書

(令和3年度6月補正予算等関係)

総務部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和3年6月定例会議案説明資料目次

総務部

【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁	
第1号	令和3年度鳥取県一般会計補正予算(第2号)			
	1 歳入歳出補正予算事項別明細書(総括)	財政課	3	
	2 補正予算給与費明細書	財政課	7	
	3 補正予算説明資料	(総括表)		8
		財政課		9
		税務課		10
		情報政策課		11
		行財政改革局 資産活用推進課		15
人権局 人権・同和対策課		16		
4 歳入歳出事項別明細書		17		
5 節の明細		23		
6 債務負担行為に関する調書	税務課ほか	24		

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第3号	鳥取県税条例の一部を改正する条例	税務課	25
第12号	包括外部監査契約の締結について	行政監察・法人指導課	27
第14号	特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例	税務課	28

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第2号	令和2年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	総務課ほか	32

議案第1号

令和3年度鳥取県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
7 分担金及び負担金	560,462	161,336	721,798
9 国庫支出金	66,566,247	4,962,427	71,528,674
12 繰入金	11,294,725	590,396	11,885,121
13 繰越金	2,019,500	584,281	2,603,781
14 諸収入	7,576,484	13,138	7,589,622
15 県債	42,057,000	1,768,000	43,825,000
歳入合計	361,576,829	8,079,578	369,656,407

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	32,741,529	650,456	33,391,985	506,890		9,900	133,666
3 民生費	49,668,950	1,274,662	50,943,612	414,400	63,000	589,796	207,466
4 衛生費	24,730,598	1,634,830	26,365,428	1,630,343			4,487
6 農林水産業費	23,008,402	1,197,723	24,206,125	668,194	326,000	114,057	89,472
7 商工費	18,548,950	172,577	18,721,527	135,925			36,652
8 土木費	45,457,092	3,059,761	48,516,853	1,581,375	1,321,000	51,117	106,269
10 教育費	63,992,856	74,569	64,067,425	25,300	43,000		6,269
11 災害復旧費	5,132,473	15,000	5,147,473		15,000		
歳出合計	361,576,829	8,079,578	369,656,407	4,962,427	1,768,000	764,870	584,281

歳 入

7款 分担金及び負担金

1項 分担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
1 農林水産業費分担金	18,595	10,330	28,925	1 農地費分担金	10,330	土地改良費分担金 11,250 農地防災事業費分担金 △ 920
計	18,595	10,330	28,925			

2項 負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
4 農林水産業費負担金	253,132	99,889	353,021	1 農地費負担金	98,164	土地改良費負担金 19,312 農地防災事業費負担金 78,852
				2 林業費負担金	1,725	林道費負担金
5 土木費負担金	236,985	51,117	288,102	2 道路橋りょう費負担金	50	道路橋りょう新設改良費負担金
				3 河川海岸費負担金	7,354	砂防費負担金
				4 都市計画費負担金	43,713	街路事業費負担金
計	541,867	151,006	692,873			

9款 国庫支出金

1項 国庫負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
1 民生費国庫負担金	2,399,233	369,743	2,768,976	1 社会福祉費負担金	369,743	老人福祉費負担金
計	15,262,237	369,743	15,631,980			

2項 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
2 総務費国庫補助金	5,363,526	506,890	5,870,416	1 総務管理費補助金	504,010	一般管理費補助金 500,000 私立学校振興費補助金 4,010
				2 企画費補助金	2,880	計画調査費補助金
3 民生費国庫補助金	2,240,131	44,657	2,284,788	1 社会福祉費補助金	40,766	社会福祉総務費補助金 3,600 障がい者自立支援事業費補助金 37,166
				2 児童福祉費補助金	3,891	児童福祉総務費補助金
4 衛生費国庫補助金	12,271,224	1,630,343	13,901,567	1 公衆衛生費補助金	1,630,343	予防費補助金 1,623,937 健康県づくり推進費補助金 1,611 生活習慣病予防対策費補助金 4,795
6 農林水産業費国庫補助金	7,589,026	668,194	8,257,220	1 農業費補助金	75,780	農業総務費補助金
				2 畜産業費補助金	2,169	家畜保健衛生費補助金
				3 農地費補助金	432,533	農地総務費補助金 2,348 土地改良費補助金 109,875 農地防災事業費補助金 320,310
				4 林業費補助金	143,336	林業振興費補助金 11,510 森林病害虫防除費補助金 1,126 林道費補助金 13,000

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明 千円
				区 分	金 額 千円	
						治山費補助金 117,700
				5 水産業費補助金	14,376	漁港建設費補助金 13,993 栽培漁業センター費補助金 383
7 商工費国庫補助金	3,536,049	135,925	3,671,974	1 商業費補助金	135,925	商業振興費補助金 125,000 金融対策費補助金 10,925
8 土木費国庫補助金	13,698,520	1,581,375	15,279,895	2 道路橋りょう費補助金	1,004,157	道路橋りょう維持費補助金 235,492 道路橋りょう新設改良費補助金 768,665
				3 河川海岸費補助金	199,468	砂防費補助金
				4 港湾費補助金	43,727	港湾建設費補助金 18,727
						空港費補助金 25,000
				5 都市計画費補助金	334,023	街路事業費補助金 330,823 公園費補助金 3,200
10 教育費国庫補助金	1,014,088	22,300	1,036,388	1 教育総務費補助金	22,300	事務局費補助金 12,800 教育連絡調整費補助金 9,500
計	49,969,855	4,589,684	54,559,539			

3項 委託金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明 千円
				区 分	金 額 千円	
7 教育費委託金	15,831	3,000	18,831	2 社会教育費委託金	3,000	図書館費委託金
計	1,334,155	3,000	1,337,155			

12款 繰入金

2項 基金繰入金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明 千円
				区 分	金 額 千円	
9 安心子ども基金繰入金	120,610	35,182	155,792	1 安心子ども基金繰入金	35,182	児童福祉総務費充当
12 地域医療介護総合確保基金繰入金	1,520,560	554,614	2,075,174	1 地域医療介護総合確保基金繰入金	554,614	老人福祉費充当
16 森林整備促進基金繰入金	93,178	600	93,778	1 森林整備促進基金繰入金	600	林業振興費充当
計	11,267,314	590,396	11,857,710			

13款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明 千円
				区 分	金 額 千円	
1 繰越金	2,019,500	584,281	2,603,781	1 前年度繰越金	584,281	
計	2,019,500	584,281	2,603,781			

14款 諸収入

5項 受託事業収入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明 千円
				区 分	金 額 千円	
33 東京農工大学受託事業収入	0	1,813	1,813	1 東京農工大学受託事業収入	1,813	
計	686,665	1,813	688,478			

8項 雑入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金 額 千円	
7 雑 入	3,432,592	11,325	3,443,917	1 雑 入	11,325	
計	3,797,159	11,325	3,808,484			

15款 県 債

1項 県 債

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明 千円
				区 分	金 額 千円	
2 民 生 債	199,000	63,000	262,000	1 社 会 福 祉 債	62,000	障がい者自立支援事業費 充当
				2 児 童 福 祉 債	1,000	児童福祉総務費充当
5 農 林 水 産 業 債	2,055,000	326,000	2,381,000	3 農 地 債	211,000	土地改良費充当 46,000 農地防災事業費充当 165,000
				4 林 業 債	117,000	林道費充当 11,000 治山費充当 106,000
				5 水 産 業 債	△ 2,000	漁港建設費充当
7 普 通 土 木 債	13,948,000	1,171,000	15,119,000	2 道 路 橋 り よ う 債	822,000	道路橋りょう維持費充当 240,000 道路橋りょう新設改良費充当 582,000
				3 河 川 海 岸 債	213,000	河川総務費充当 25,000 河川改良費充当 10,000 砂防費充当 178,000
				4 港 湾 債	24,000	港湾建設費充当
				5 都 市 計 画 債	112,000	街路事業費充当 110,000 公園費充当 2,000
9 教 育 債	612,000	43,000	655,000	1 教 育 総 務 債	43,000	教育財産管理費充当
10 災 害 復 旧 債	1,601,000	15,000	1,616,000	1 災 害 復 旧 債	15,000	建設災害復旧費充当
11 直 轄 事 業 債	2,511,000	150,000	2,661,000	2 直 轄 河 川 海 岸 事 業 債	150,000	直轄河川事業費充当 135,000 直轄海岸保全事業費充当 △ 27,000 直轄砂防事業費充当 42,000
計	42,057,000	1,768,000	43,825,000			

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分	職員数 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	給 与 費			合計 (千円)	備 考
				期末手当 年間支給率 (千円) (月分)	地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)		
補正後	長等	3	33,000	10,728 2.69		78	51,226	
	議員	35	330,012	107,268 2.69			437,280	
	その他の特別職	4,647	374,824	2,154 2.69		20	386,400	
	計	4,685	704,836	120,150		98	874,906	
補正前	長等	3	33,000	10,728 2.69		78	51,226	
	議員	35	330,012	107,268 2.69			437,280	
	その他の特別職	4,635	374,695	2,154 2.69		20	386,271	
	計	4,673	704,707	120,150		98	874,777	
比較	長等							
	議員							
	その他の特別職	12	129				129	
	計	12	129				129	

補正予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
財政課	54,296,315	500,000	54,796,315	500,000				
税務課	28,800,476	0	28,800,476					
情報政策課	1,780,836	36,217	1,817,053	1,380	15,000	9,900	9,937	
行財政改革局 資産活用推進課	225,202	9,396	234,598				9,396	
人権局 人権・同和対策課	341,261	470	341,731				470	
合計	91,910,986	546,083	92,457,069	501,380	15,000	9,900	19,803	
<p><説明></p> <p>【財政課】 新型コロナウイルス感染症緊急事態対策調整費(500,000千円)</p> <p>【税務課】 ・[債務負担行為]県税課税調査・収納管理事業</p> <p>【情報政策課】 ・[債務負担行為]自治体インターネット回線共同化事業 ・鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウド運用事業(19,837千円) ・(新)新しい生活様式に対応した県立施設無線LAN環境整備事業(1,380千円) ・(新)鳥取情報ハイウェイ災害復旧事業(15,000千円)</p> <p>【資産活用推進課】 ・(新)県立施設予約システム更新事業(9,396千円)</p> <p>【人権・同和対策課】 ・(新)鳥取県立人権ひろば21基金造成補助事業(470千円)</p>								

令和3年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

1目 一般管理費

財政課（内線：7046）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
新型コロナウイルス感染症緊急事態対策調整費	3,000,000	500,000	3,500,000	500,000				
トータルコスト	3,001,584	500,792	3,502,376	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.2人	0.1人	0.3人	新型コロナウイルス感染症緊急事態調整費の執行に係る事務処理				
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明				【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】				
1 事業の目的、概要								
<p>新型コロナウイルス感染症の状況や県内経済動向が日々変化する中で、県民や県内経済が直面する課題に対して、必要な対策を早急に講じるため、枠予算を増額する。</p> <p>所要額：500,000千円</p> <p>調整費の執行状況（5／31時点） 1,313,800千円</p>								
2 事業目標								
<p>新型コロナウイルス感染症の影響に伴い緊急に対応する必要がある場合、機動的な対応を行う。</p>								

令和3年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

3項 徴税費

税務課 (内線：7051)

2目 賦課徴収費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
[債務負担行為] 県 税課税調査・収納管 理事業	1,101,500	0	1,101,500																	
トータルコスト	1,391,479	792	1,392,271	(補正に係る主な業務内容)																
従事する職員数	39.5人	0.1人	39.6人	-																
工程表の政策内容	徴収率及び納期内納付率に関して、前年度実績を上回ることによって自主財源を確保する。 税制改正及び県の政策課題に対応した県税条例改正等を適切に行う。																			
事業内容の説明																				
<p>1 概要</p> <p>クレジットカード納付について、現在の契約先のサービス提供が令和3年度末に終了する。 令和4年度以降も引き続きクレジットカード納付を可能とするためには、令和3年度中に新たな契約先を選定し、税務電算システムへの納付情報取込みの調整等を行う必要があるため、クレジットカード納付委託に係る債務負担行為を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●クレジットカード納付対応税目：自動車税（定期課税分） ●実績件数：7,788件（令和2年度） <p>2 債務負担行為期間及び債務負担行為額</p> <p>(1) 債務負担行為期間 令和4年度から令和6年度まで</p> <p>(2) 債務負担行為限度額 1,472,000円にクレジットカード納付1件当たり110円を乗じて得た額を加えた額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>債務負担行為限度額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>1,076千円にクレジットカード納付1件当たり110円を乗じて得た額を加えた額</td> <td>導入に係る初期経費を含む</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>198千円にクレジットカード納付1件当たり110円を乗じて得た額を加えた額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>198千円にクレジットカード納付1件当たり110円を乗じて得た額を加えた額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標 徴収率及び納期内納付率の向上による自主財源の確保</p>									年度	債務負担行為限度額	備考	令和4年度	1,076千円にクレジットカード納付1件当たり110円を乗じて得た額を加えた額	導入に係る初期経費を含む	令和5年度	198千円にクレジットカード納付1件当たり110円を乗じて得た額を加えた額		令和6年度	198千円にクレジットカード納付1件当たり110円を乗じて得た額を加えた額	
年度	債務負担行為限度額	備考																		
令和4年度	1,076千円にクレジットカード納付1件当たり110円を乗じて得た額を加えた額	導入に係る初期経費を含む																		
令和5年度	198千円にクレジットカード納付1件当たり110円を乗じて得た額を加えた額																			
令和6年度	198千円にクレジットカード納付1件当たり110円を乗じて得た額を加えた額																			

令和3年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

2目 計画調査費

情報政策課(内線:7615)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為]自治体インターネット回線共同化事業	13,596	(債務負担行為) 73,920 0	(債務負担行為) 73,920 13,596			(債務負担行為 <市町村負担金> 36,355)	(債務負担行為) 37,565	
トータルコスト	14,388	792	15,180	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.1人	0.2人	次期インターネット回線の調達				
工程表の政策内容	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>県が、県内全市町村及び教育系ネットワークのインターネット回線を集約することにより、インターネット回線使用料の低減を図っている。</p> <p>令和3年度末(令和4年3月31日)に運用期間が終了するため、令和4年4月に向けてインターネット回線の再調達を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>県、県内全市町村及び教育系ネットワークのインターネット回線の再調達</p> <p>3 事業目標・取組状況</p> <p>事業目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 全市町村と共同利用するインターネット回線を調達し、調達費用削減を実現する。 <p>現状のインターネット回線の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間ランニングコスト 13,596千円 契約期間 令和4年3月31日まで 								

令和3年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費
2項 企画費
2目 計画調査費

情報政策課（内線：7852）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウド運用事業	73,178	19,837	93,015			債務負担行為 〈市町村負担金〉 190,095 〈J-LIS補助金〉 9,900	債務負担行為 180,195	
トータルコスト	83,475	23,005	106,480	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.3人	0.4人	1.7人	次期自治体情報セキュリティクラウドの調達				
工程表の政策内容	-							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

現在、岡山県と共同で運用している「自治体情報セキュリティクラウド」(※)について、令和3年度末(令和4年3月31日)に運用期間が終了するため、令和4年4月に向けてシステムの再調達を行う。

現行システムは、鳥取・岡山両県共同で整備・運用を行うことで経費削減と事務効率化が図られており、次期システムについても、両県共同での整備・運用に向けてシステム要件等の調整を行っている。

また、市町村立学校を含む全市町村についても「自治体情報セキュリティクラウド」を利用しており、経費の1/2は市町村負担としている。

(※) 自治体情報セキュリティクラウド

都道府県及び市区町村でそれぞれ持っているインターネット接続口を都道府県レベルで集約し、監視及びログ分析・解析をはじめとする高度なセキュリティ対策を集中的に施す仕組み。

日本年金機構の情報漏洩事故を受けて、平成27年12月25日付け総務大臣通知「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」において、不正通信の監視等の基準が定められ市町村を含む各自治体に対して、整備が要請されたもの。

2 主な事業内容

令和2年8月に総務省より提示された要件を満たすサービス利用型のシステムの調達

3 事業目標・取組状況

事業目標

- 標準要件を満たすシステムを岡山県と共同調達し、調達費用削減とセキュリティ確保を実現する。

現状の自治体情報セキュリティクラウドの概要

- 年間ランニングコスト 73,178千円(鳥取県分のみ)
- 契約期間 令和4年3月31日まで

令和3年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費
2項 企画費
2目 計画調査費

情報政策課（内線：7642）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)新しい生活様式に対応した県立施設無線LAN環境整備事業	0	1,380	1,380	1,380				
トータルコスト	0	2,964	2,964	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人	無線LAN整備に係る各種調整				
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明 【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

新型コロナウイルスが広がる中、新しい生活様式の実践を図っているところであり、密を避ける手段の一つとして、オンライン会議を活用した新しい生活様式に対応していく必要があるとともに利用者のニーズも増えている。

そのため、会議室を広く貸し出している県立施設で利用者が行う会議、集合研修等について、オンライン会議の活用を促すことを方針とし、当該会議室でオンライン会議を可能とするよう無線LAN環境の整備を進める。

【県立施設における無線LAN環境整備方針】

- ・新型コロナウイルスの感染が広がる中、新しい生活様式への対応が求められており、非接触対応促進及び密回避のため、オンライン会議の導入を進める必要がある。
- ・広く県民に利活用いただいている県立施設内の会議室において、オンライン会議等、従来とは異なる形態によるニーズが高まってきている。
- ・このことから、県立施設内の会議室において、各施設1箇所以上の無線LANの利用が可能な環境整備を行う。

2 主な事業内容

県立施設の会議室（広く貸し出しているもの）の無線LANの整備を行う。

* 整備予定施設：生涯学習センター、鳥取産業体育館、倉吉体育文化会館、あやめ池スポーツセンター、みなとさかい交流館、武道館

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・広く県民が利用する県立施設の会議室において、現在、8施設がオンライン会議に対応している。
- ・オンライン会議に対応していない6施設について、早期の整備を進める。

令和3年度一般会計補正予算説明資料

11款 災害復旧費
2項 土木施設災害復旧費
1目 建設災害復旧費

情報政策課（内線：7849）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取情報ハイウェイ災害復旧事業	0	15,000	15,000		<7,800> 15,000			県費負担 7,800
トータルコスト	0	15,792	15,792	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	復旧事業に伴う設計・発注・監理等				
工程表の政策内容	鳥取情報ハイウェイの利活用推進							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
令和元年12月27日から翌年1月1日までの強風及び高波により、鳥取市気高町浜村地内の海岸が浸食され、国道9号の歩道部が崩落し、現在、国（国土交通省鳥取河川国道事務所）が復旧工事を行っている。								
情報ボックス管路（国設置）の移転に伴い、当該区間に県が整備している鳥取情報ハイウェイの光ファイバケーブルの移転を行う。								
2 主な事業内容								
鳥取河川国道事務所が行う復旧工事において、情報ボックス管路が既設より車道側に新設（252m）されることから、新設管路に鳥取情報ハイウェイの光ファイバケーブルを移転するため、当該ケーブルの布設替えを行う。								
3 事業目標・取組状況・改善点								
鳥取河川国道事務所の工事に併せて速やかに光ファイバケーブルの移転を行う。								

(注) 起債欄の<>書きは交付税措置額を除いた額である。
県費負担額は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和3年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

7目 財産管理費

資産活用推進課 (内線: 7088)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県立施設予約システム更新事業	0	〔債務負担行為〕 19,800 9,396	〔債務負担行為〕 19,800 9,396				〔債務負担行為〕 19,800 9,396	
トータルコスト	0	10,188	10,188	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	システム更新に係る事業者募集・契約等				
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

現在鳥取市と共同で運用している「とっとり施設予約サービス(公共施設予約システム)」について、システムの老朽化(構築から8年を経過)やクレジットカード決済への対応を行うため、令和4年4月に向けてシステムの再構築を行う。

2 主な事業内容

鳥取市と共同運用を行っている公共施設予約システムについて、更新を行うことでクレジットカード決済対応などの機能向上を図る。

現状	追加する機能	メリット
現システムでは文化施設に必要な詳細な予約管理が行えないため、インターネット予約非対応。 備品申込、減免対応などはインターネット予約対応していない。	施設ごとに詳細な予約管理を可能とする	・窓口が開いていない夜間・早朝に施設の予約が可能 ・窓口等での接触機会を減少
WEB上で予約・支払いが完結しない。(窓口での書類提出・支払が必要)	クレジットカード、電子マネー等での決済機能	・多様な支払い方法が選択可能 ・窓口等での接触機会を減少
鳥取県と鳥取市の施設のみが対応	今後、参加を希望する市町村が安価で参入可能な提案を募集	・システムに登録する施設数が増加し利便性が向上

○予算額

令和3年度 システム構築費 9,350千円
プロポーザル審査会経費 46千円
令和4年度～令和8年度 システム維持管理費 19,800千円(年額3,960千円)

3 現状の施設予約システムの概要

- 提供サービス 空き状況確認(全施設)、WEB予約(体育施設のみ)
- 対応施設数 鳥取県 文化施設 7施設 体育施設 8施設 計 15施設
(鳥取市 文化施設 15施設 体育施設 27施設 計 42施設)
- 年間ランニングコスト 4,198千円
- 契約期間 令和4年3月31日まで
- ※平成25年1月より運用開始

4 事業目標・取組状況・改善点

広く県民が利用する県立施設予約システムについてより利便性を向上させるため、クレジットカード決済への対応や、文化施設での予約管理が可能となるように機能強化を行う。

令和3年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

人権・同和対策課 (内線：7590)

1 目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)鳥取県立人権ひろば21基金造成補助事業	0	470	470				470	
トータルコスト	0	1,262	1,262	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	申請書の審査、補助金の支払、精算事務				
工程表の政策内容	県民に向けた人権啓発・教育の推進							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

指名指定管理施設については、指定管理者の選定に際しての競争原理が公募による選定の場合のように働いていないと考えられることから、指定管理料に余剰額が生じた場合には、その全額を県に返納していただき、県はその返納額を上限として、指定管理者が公益事業への活用を目的として設ける基金の造成経費に対して補助金を交付することとしている。

令和2年度の指定管理料の余剰額については、県に返納された額のうち、指定管理者の経営努力と認められる額(余剰額から外部への再委託に係る複数年契約導入による請負差額の控除を行った額)を指定管理者に基金造成補助金として交付する。

2 主な事業内容

区分	金額	主な内容
令和2年度指定管理料余剰額(A)	688,345円	
複数年契約導入による請負差額(B)	219,000円	清掃委託等、図書機器リース
差引(C) = (A) - (B)	469,345円	
基金造成補助額 (C) × 10 / 10	469,345円	(参考)令和2年度 指定管理料 11,108千円

○交付先：公益社団法人鳥取県人権文化センター(県立人権ひろば21の指名指定管理者)

○基金を充当する事業

- (1) 人権問題についての調査・研究やより有効な啓発手段等の開発を行う調査研究事業
- (2) ワークショップ講座、人権ファシリテータ講座の開催等の研修事業
- (3) 啓発教材の作成・配布・貸出等を行う啓発・情報提供事業
- (4) 人権ひろば21で開催する人権学習会、人権ライブラリーでの書籍の貸出等の人権学習支援事業

3 事業目標・取組状況・改善点

〈取組状況・改善点〉

基金造成以降、研修事業や啓発・情報提供事業等に本基金を充てており、これにより、県民の人権意識の向上及び指定管理施設利用者へのサービスの向上や、機能の充実につなげている。

【参考】

鳥取県立人権ひろば21は、県が設置した人権啓発の拠点であり、県との密接な連携の下での事業の実施が強く求められる施設であるとともに、人権啓発を行う実施機関の中立性の確保や県の人権施策を反映し、かつ中立・公平な展示及び相談対応等が求められる施設である。

公益社団法人鳥取県人権文化センターは、平成9年11月に県主導で設立した法人で、人権に関する教育・啓発及び人権の擁護等の事業を実施している団体であり、本施設の設置目的を効果的に達成するとともに、事業の中立性・公平性が担保され、県の人権施策を確実に支援・補完することが期待できることから、指名指定としている。

令和3年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費									
	節	補正前	補正額	補正後	うち総務部					
					補正前	補正額	補正後	1項 総務管理費		
								補正前	補正額	補正後
1 報 酬	600,032	83	600,115	199,975	83	200,058	160,617	46	160,663	
2 給 料	3,150,584		3,150,584	1,367,496		1,367,496	984,896		984,896	
3 職員手当等	4,702,501		4,702,501	3,737,143		3,737,143	3,540,033		3,540,033	
4 共 済 費	1,137,113		1,137,113	485,983		485,983	351,685		351,685	
5 災 害 補 償 費	500		500	500		500	500		500	
6 恩給及び退職年金	5,424		5,424	5,424		5,424	5,424		5,424	
7 報 償 費	250,349	1,721	252,070	201,790		201,790	84,114		84,114	
8 旅 費	231,504	139	231,643	96,093		96,093	89,178		89,178	
費用弁償	37,852		37,852	8,845		8,845	7,321		7,321	
普通旅費	151,560		151,560	83,408		83,408	78,733		78,733	
特別旅費	42,092	139	42,231	3,840		3,840	3,124		3,124	
9 交 際 費	2,900		2,900	1,100		1,100	1,100		1,100	
10 需 用 費	563,150		563,150	283,858		283,858	260,456		260,456	
11 役 務 費	570,028		570,028	241,234		241,234	105,195		105,195	
12 委 託 料	5,530,180	33,530	5,563,710	1,532,044	30,530	1,562,574	729,648	9,350	738,998	
13 使用料及び賃借料	1,144,873		1,144,873	967,451		967,451	128,273		128,273	
14 工 事 請 負 費	2,744,511	50,000	2,794,511	367,275		367,275	367,275		367,275	
15 原 材 料 費	565		565							
16 公有財産購入費										
17 備 品 購 入 費	93,574		93,574	5,617		5,617	5,581		5,581	
18 負担金、補助及び交付金	11,805,988	564,983	12,370,971	4,204,190	500,000	4,704,190	3,144,933	500,000	3,644,933	
19 扶 助 費										
20 貸 付 金										
21 補償、補填及び賠償金	1,800		1,800	1,800		1,800	1,800		1,800	
22 償還金、利子及び割引料	170,200		170,200	30,000		30,000	30,000		30,000	
23 投資及び出資金										
24 積 立 金	35,528		35,528	35,355		35,355	35,352		35,352	
25 寄 附 金										
26 公 課 費	225		225							
27 繰 出 金										
予 備 費										
計	32,741,529	650,456	33,391,985	13,764,328	530,613	14,294,941	10,026,060	509,396	10,535,456	
財 源 内 訳	国庫支出金	6,060,581	506,890	6,567,471	3,074,573	501,380	3,575,953	3,012,939	500,000	3,512,939
	地方債	2,817,000		2,817,000	192,000		192,000	192,000		192,000
	その他	1,523,310	9,900	1,533,210	346,789	9,900	356,689	252,204		252,204
	一般財源	22,340,638	133,666	22,474,304	10,150,966	19,333	10,170,299	6,568,917	9,396	6,578,313

令和3年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費									
	うち総務部									
	1項 総務管理費						2項 企画費			
	1目 一般管理費			7目 財産管理費			補正前	補正額	補正後	
節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後				
1 報酬	155,018		155,018	62	46	108	37	37	74	
2 給料	977,358		977,358				53,564		53,564	
3 職員手当等	1,172,901		1,172,901				26,656		26,656	
4 共済費	350,216		350,216				17,724		17,724	
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 報償費	181		181	77,864		77,864	1,182		1,182	
8 旅費	56,276		56,276	2,800		2,800	1,252		1,252	
費用弁償	6,083		6,083	70		70	15		15	
普通旅費	50,193		50,193	2,450		2,450	875		875	
特別旅費				280		280	362		362	
9 交際費	1,100		1,100							
10 需用費	128,648		128,648	115,820		115,820	6,390		6,390	
11 役務費	26,712		26,712	28,658		28,658	112,839		112,839	
12 委託料	45,024		45,024	483,568	9,350	492,918	632,629	21,180	653,809	
13 使用料及び賃借料	27,355		27,355	70,416		70,416	821,041		821,041	
14 工事請負費				367,275		367,275				
15 原材料費										
16 公有財産購入費										
17 備品購入費	4,389		4,389							
18 負担金、補助及び交付金	3,025,000	500,000	3,525,000	68,451		68,451	107,522		107,522	
19 扶助費										
20 貸付金										
21 補償、補填及び賠償金										
22 償還金、利子及び割引料										
23 投資及び出資金										
24 積立金										
25 寄附金										
26 公課費										
27 繰出金										
予備費										
計	5,970,178	500,000	6,470,178	1,214,914	9,396	1,224,310	1,780,836	21,217	1,802,053	
財源	国庫支出金	3,007,737	500,000	3,507,737	4,826		4,826	61,634	1,380	63,014
	地方債				192,000		192,000			
	その他	51,460		51,460	126,989		126,989	72,302	9,900	82,202
	一般財源	2,910,981		2,910,981	891,099	9,396	900,495	1,646,900	9,937	1,656,837

令和3年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費			3款 民生費								
	うち総務部			補正前	補正額	補正後	うち総務部					
	2項 企画費						補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
	2目 計画調査費											
節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後			
1 報 酬	37	37	74	340,890		340,890	3,786		3,786			
2 給 料				1,656,658		1,656,658	38,260		38,260			
3 職員手当等				957,398		957,398	19,379		19,379			
4 共 済 費				591,939		591,939	13,059		13,059			
5 災 害 補 償 費												
6 恩給及び退職年金												
7 報 償 費	1,182		1,182	66,928		66,928	5,331		5,331			
8 旅 費	1,252		1,252	56,477		56,477	5,360		5,360			
費用弁償	15		15	14,387		14,387	102		102			
普通旅費	875		875	19,663		19,663	2,017		2,017			
特別旅費	362		362	22,427		22,427	3,241		3,241			
9 交 際 費				200		200						
10 需 用 費	6,390		6,390	129,462		129,462	3,302		3,302			
11 役 務 費	112,839		112,839	60,815		60,815	1,939		1,939			
12 委 託 料	632,629	21,180	653,809	3,374,959	3,011	3,377,970	38,412		38,412			
13 使用料及び賃借料	821,041		821,041	69,895		69,895	2,559		2,559			
14 工 事 請 負 費				152,154		152,154						
15 原 材 料 費												
16 公有財産購入費												
17 備 品 購 入 費				12,010		12,010						
18 負担金、補助及び交付金	107,522		107,522	36,767,988	713,437	37,481,425	208,374	470	208,844			
19 扶 助 費				1,593,171	3,600	1,596,771	1,500		1,500			
20 貸 付 金				19,340		19,340						
21 補償、補填及び賠償金												
22 償還金、利子及び割引料				400		400						
23 投資及び出資金												
24 積 立 金				740,046	554,614	1,294,660						
25 寄 附 金				950		950						
26 公 課 費				44		44						
27 繰 出 金				3,077,226		3,077,226						
予 備 費												
計	1,682,892	21,217	1,704,109	49,668,950	1,274,662	50,943,612	341,261	470	341,731			
財 源	国庫支出金	61,634	1,380	63,014	4,708,521	414,400	5,122,921	134,763		134,763		
	地方債				199,000	63,000	262,000					
	その他	58,310	9,900	68,210	1,552,383	589,796	2,142,179	7		7		
	一般財源	1,562,948	9,937	1,572,885	43,209,046	207,466	43,416,512	206,491	470	206,961		

令和3年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	3款 民生費						11款 災害復旧費			
	うち総務部						補正前	補正額	補正後	
	1項 社会福祉費									
	節	補正前	補正額	補正後	1目 社会福祉総務費					
補正前					補正額	補正後				
1 報 酬	3,786		3,786	3,786		3,786				
2 給 料	38,260		38,260	38,260		38,260	53,564		53,564	
3 職員手当等	19,379		19,379	19,379		19,379	26,752		26,752	
4 共 済 費	13,059		13,059	13,059		13,059	17,724		17,724	
5 災 害 補 償 費										
6 恩給及び退職年金										
7 報 償 費	5,331		5,331	5,331		5,331				
8 旅 費	5,360		5,360	5,360		5,360	938		938	
費用弁償	102		102	102		102				
普通旅費	2,017		2,017	2,017		2,017	938		938	
特別旅費	3,241		3,241	3,241		3,241				
9 交 際 費										
10 需 用 費	3,302		3,302	3,302		3,302	5,713		5,713	
11 役 務 費	1,939		1,939	1,939		1,939	2,172		2,172	
12 委 託 料	38,412		38,412	38,412		38,412	594,528	15,000	609,528	
13 使用料及び賃借料	2,559		2,559	2,559		2,559	2,012		2,012	
14 工 事 請 負 費							3,542,495		3,542,495	
15 原 材 料 費										
16 公有財産購入費							14,100		14,100	
17 備 品 購 入 費										
18 負担金、補助及び交付金	208,374	470	208,844	208,374	470	208,844	836,975		836,975	
19 扶 助 費	1,500		1,500	1,500		1,500				
20 貸 付 金										
21 補償、補填及び賠償金							35,500		35,500	
22 償還金、利子及び割引料										
23 投資及び出資金										
24 積 立 金										
25 寄 附 金										
26 公 課 費										
27 繰 出 金										
予 備 費										
計	341,261	470	341,731	341,261	470	341,731	5,132,473	15,000	5,147,473	
財 源 内 訳	国庫支出金	134,763		134,763	134,763		134,763	3,186,161		3,186,161
	地方債							1,801,000	15,000	1,816,000
	その他	7		7	7		7			
	一般財源	206,491	470	206,961	206,491	470	206,961	145,312		145,312

令和3年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	11款 災害復旧費									
	うち総務部									
	節	補正前	補正額	補正後	2項 土木施設災害復旧費					
					補正前	補正額	補正後	1目 建設災害復旧費		
補正前								補正額	補正後	
1 報 酬										
2 給 料										
3 職員手当等										
4 共 済 費										
5 災 害 補 償 費										
6 恩給及び退職年金										
7 報 償 費										
8 旅 費										
費用弁償										
普通旅費										
特別旅費										
9 交 際 費										
10 需 用 費										
11 役 務 費										
12 委 託 料		15,000	15,000		15,000	15,000		15,000	15,000	
13 使用料及び賃借料										
14 工 事 請 負 費										
15 原 材 料 費										
16 公有財産購入費										
17 備 品 購 入 費										
18 負担金、補助及び交付金										
19 扶 助 費										
20 貸 付 金										
21 補償、補填及び賠償金										
22 償還金、利子及び割引料										
23 投資及び出資金										
24 積 立 金										
25 寄 附 金										
26 公 課 費										
27 繰 出 金										
予 備 費										
計		15,000	15,000		15,000	15,000		15,000	15,000	
財 源 内 訳	国庫支出金									
	地方債		15,000	15,000		15,000	15,000	15,000	15,000	
	その他									
	一般財源									

令和3年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	総 務 部 合 計			
	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	203,761	83	203,844	
2 給 料	1,405,756		1,405,756	
3 職員手当等	3,756,522		3,756,522	
4 共 済 費	499,042		499,042	
5 災 害 補 償 費	500		500	
6 恩給及び退職年金	5,424		5,424	
7 報 償 費	208,590		208,590	
8 旅 費	101,514		101,514	
費用弁償	8,947		8,947	
普通旅費	85,425		85,425	
特別旅費	7,142		7,142	
9 交 際 費	1,100		1,100	
10 需 用 費	287,160		287,160	
11 役 務 費	243,173		243,173	
12 委 託 料	1,570,456	45,530	1,615,986	
13 使用料及び賃借料	970,010		970,010	
14 工 事 請 負 費	367,275		367,275	
15 原 材 料 費				
16 公有財産購入費				
17 備 品 購 入 費	5,617		5,617	
18 負担金、補助及び交付金	19,178,902	500,470	19,679,372	
19 扶 助 費	1,500		1,500	
20 貸 付 金				
21 補償、補填及び賠償金	1,800		1,800	
22 償還金、利子及び割引料	12,108,007		12,108,007	
23 投資及び出資金				
24 積 立 金	35,355		35,355	
25 寄 附 金				
26 公 課 費				
27 繰 出 金	50,809,522		50,809,522	
予 備 費	150,000		150,000	
計	91,910,986	546,083	92,457,069	
財 源 内 訳	国庫支出金	3,209,336	501,380	3,710,716
	地方債	192,000	15,000	207,000
	その他	6,171,215	9,900	6,181,115
	一般財源	82,338,435	19,803	82,358,238

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等	
2款 総務費		
1項 総務管理費		
1目 一般管理費		
負担金、補助及び交付金	新型コロナウイルス感染症緊急事態対策調整補助金	500,000
7目 財産管理費		
報酬	県立施設予約システムプロポーザル審査会委員	46
2項 企画費		
2目 計画調査費		
報酬	鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウド調達業務企画提案書評価委員	37
3款 民生費		
1項 社会福祉費		
1目 社会福祉総務費		
負担金、補助及び交付金	鳥取県立人権ひろば21基金造成事業補助金	470

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	課 名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
							国庫支出金	地方債	その他		
		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円	
令和3年度 県税課税調査・収納管 理事業	税務課	1,472千円にクレ ジットカード納付 1件当たり110円 を乗じて得た額 を加えた額			令和4年度から 令和6年度まで	限度額の とおり					
令和3年度 自治体インターネット回 線共同化事業	情報政策課	73,920			令和4年度から 令和8年度まで	73,920				36,355	37,565
令和3年度 鳥取・岡山自治体情報 セキュリティクラウド運 用事業	情報政策課	370,290			令和4年度から 令和8年度まで	370,290				190,095	180,195
令和3年度 県立施設予約システム 更新事業	資産活用 推進課	19,800			令和4年度から 令和8年度まで	19,800					19,800

条 例 名 等	鳥取県税条例の一部を改正する条例					
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 令和3年度税制改正における地方税関係書類への押印義務の見直しにより地方税法施行令が一部改正されたこと等に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 鳥取県税条例において記名押印を要する軽油引取税に係る免税手続等の見直しを行う。 (1) 2人以上の免税軽油使用者が引取りを行う場合で、その代表者が免税軽油の数量を取りまとめて免税証の交付を申請するときは、申請書に添付する明細書への免税軽油使用者ごとの記名押印は不要とし、その氏名又は名称を記載すればよいこととする。 (2) やむを得ない理由等により、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行った場合に、免税証への記名押印は不要とし、その氏名又は名称を記載すればよいこととする。 (3) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴い、交通空白地有償運送に係る自動車税の課税免除の規定について、所要の見直しを行う。</p> <p>3 施行期日 公布の日とする。</p> <p>地方税法施行令 新旧対照表（抜粋）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">改正後</th> <th style="text-align: center;">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> （軽油引取税に係る免税の手続） 第43条の15 略 2～8 略 9 第7項の規定による申請は、2人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量を取りまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証又は法第144条の21第2項後段の規定により交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第7項の申請書に免税軽油使用者ごとに<u>その氏名又は名称を記載した明細書を添付しなければならない</u>。 11～17 略 </td> <td style="vertical-align: top;"> （軽油引取税に係る免税の手続） 第43条の15 略 2～8 略 9 第7項の規定による申請は、2人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量を取りまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証又は法第144条の21第2項後段の規定により交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第7項の申請書に免税軽油使用者ごとに<u>記名押印した明細書を添付しなければならない</u>。 11～17 略 </td> </tr> </tbody> </table>		改正後	改正前	（軽油引取税に係る免税の手続） 第43条の15 略 2～8 略 9 第7項の規定による申請は、2人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量を取りまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証又は法第144条の21第2項後段の規定により交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第7項の申請書に免税軽油使用者ごとに <u>その氏名又は名称を記載した明細書を添付しなければならない</u> 。 11～17 略	（軽油引取税に係る免税の手続） 第43条の15 略 2～8 略 9 第7項の規定による申請は、2人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量を取りまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証又は法第144条の21第2項後段の規定により交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第7項の申請書に免税軽油使用者ごとに <u>記名押印した明細書を添付しなければならない</u> 。 11～17 略
改正後	改正前					
（軽油引取税に係る免税の手続） 第43条の15 略 2～8 略 9 第7項の規定による申請は、2人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量を取りまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証又は法第144条の21第2項後段の規定により交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第7項の申請書に免税軽油使用者ごとに <u>その氏名又は名称を記載した明細書を添付しなければならない</u> 。 11～17 略	（軽油引取税に係る免税の手続） 第43条の15 略 2～8 略 9 第7項の規定による申請は、2人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量を取りまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証又は法第144条の21第2項後段の規定により交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第7項の申請書に免税軽油使用者ごとに <u>記名押印した明細書を添付しなければならない</u> 。 11～17 略					

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第134条の35 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による申請は、2人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量を取りまとめ、その代表者からすることができる。この場合において、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証又は法第144条の21第2項後段の規定により交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第1項の申請書に免税軽油使用者ごとに<u>その氏名又は名称を記載した</u>施行令第43条の15第9項の明細書を添付しなければならない。</p> <p>4・5 略</p> <p>6 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証に<u>免税軽油使用者の氏名又は名称を記載しなければならない</u>。</p> <p>7・8 略</p> <p>（自動車税の課税免除）</p> <p>第137条 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>（1）～（10） 略</p> <p>（11） 交通が著しく不便な地域における地域住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者に必要な交通の確保のために県又は市町村が交付する補助金を受けて道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）<u>第49条第1号</u>に規定する交通空白地有償運送を行う特定非営利活動法人が所有する自動車専ら当該交通空白地有償運送の用に供するもの</p>	<p>第134条の35 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による申請は、2人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量を取りまとめ、その代表者からすることができる。この場合において、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証又は法第144条の21第2項後段の規定により交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第1項の申請書に免税軽油使用者ごとに<u>記名押印した</u>施行令第43条の15第9項の明細書を添付しなければならない。</p> <p>4・5 略</p> <p>6 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証に<u>記名押印しなければならない</u>。</p> <p>7・8 略</p> <p>（自動車税の課税免除）</p> <p>第137条 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>（1）～（10） 略</p> <p>（11） <u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項</u>に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域における地域住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者に必要な交通の確保のために県又は市町村が交付する補助金を受けて道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）<u>第49条第1項第1号</u>に規定する交通空白地有償運送を行う特定非営利活動法人が所有する自動車専ら当該交通空白地有償運送の用に供するもの</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 名 等	包括外部監査契約の締結について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結することについて、同法第252条の36第1項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概要</p> <p>（1）契約の相手方</p> <p>住 所 境港市上道町3271番地2 氏 名 谷田 真基 資 格 税理士</p> <p>（2）契約の始期</p> <p>令和3年7月5日</p> <p>（3）費用の算定方法</p> <p>9,320,000円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定する。</p> <p>（4）費用の支払方法</p> <p>監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、契約の相手方から請求があったときは、必要に応じ、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払を行う。</p>

条 例 名 等	特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例								
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の改正等に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 条例中引用する過疎地域自立促進特別措置法の題名等を改める。</p> <p>(2) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域における不動産取得税の課税免除の対象を、地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から令和5年3月31日まで（現行同意日から起算して5年内）に対象施設を設置した者とする。</p> <p>(3) 中山間地域の振興を推進する県独自の施策として、山村振興法に規定する産業振興施策促進区域における不動産取得税の不均一課税を引き続き行うため、所要の改正を行う。</p> <p>【新過疎法の制定等に伴う課税特例制度の変更概要】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法律名</th> <th>変更概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 （旧法：過疎地域自立促進特別措置法）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 過疎地域の要件の見直し（人口減少要件の基準年の見直し、平成の合併による合併市町村の「一部過疎」の要件設定等） ● 適用期限の3年延長（令和6年3月31日まで） ● 減収補填対象区域として市町村計画に記載された産業振興促進区域を規定 ● 対象業種の追加（情報サービス業等の追加） ● 取得価額要件の見直し（資本金の規模に応じ、500万円以上） </td> </tr> <tr> <td>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 適用期限の2年延長（令和5年3月31日まで） ● 対象施設の設置期限の設定（令和5年3月31日までの設置が対象） </td> </tr> <tr> <td>山村振興法</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 令和3年3月31日限りで地方税の不均一課税に関する減収補填制度が終了 ⇒中山間地域の振興を引き続き推進するため、県独自の施策として不均一課税を継続 </td> </tr> </tbody> </table>	法律名	変更概要	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 （旧法：過疎地域自立促進特別措置法）	<ul style="list-style-type: none"> ● 過疎地域の要件の見直し（人口減少要件の基準年の見直し、平成の合併による合併市町村の「一部過疎」の要件設定等） ● 適用期限の3年延長（令和6年3月31日まで） ● 減収補填対象区域として市町村計画に記載された産業振興促進区域を規定 ● 対象業種の追加（情報サービス業等の追加） ● 取得価額要件の見直し（資本金の規模に応じ、500万円以上） 	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ● 適用期限の2年延長（令和5年3月31日まで） ● 対象施設の設置期限の設定（令和5年3月31日までの設置が対象） 	山村振興法	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和3年3月31日限りで地方税の不均一課税に関する減収補填制度が終了 ⇒中山間地域の振興を引き続き推進するため、県独自の施策として不均一課税を継続
法律名	変更概要								
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 （旧法：過疎地域自立促進特別措置法）	<ul style="list-style-type: none"> ● 過疎地域の要件の見直し（人口減少要件の基準年の見直し、平成の合併による合併市町村の「一部過疎」の要件設定等） ● 適用期限の3年延長（令和6年3月31日まで） ● 減収補填対象区域として市町村計画に記載された産業振興促進区域を規定 ● 対象業種の追加（情報サービス業等の追加） ● 取得価額要件の見直し（資本金の規模に応じ、500万円以上） 								
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ● 適用期限の2年延長（令和5年3月31日まで） ● 対象施設の設置期限の設定（令和5年3月31日までの設置が対象） 								
山村振興法	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和3年3月31日限りで地方税の不均一課税に関する減収補填制度が終了 ⇒中山間地域の振興を引き続き推進するため、県独自の施策として不均一課税を継続								
	<p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日は、公布の日とする。</p> <p>(2) 所要の経過措置を講ずる。</p>								

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法</u>（令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。）、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域経済牽引事業促進法」という。）、地域再生法（平成17年法律第24号）及び山村振興法（昭和40年法律第64号）に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(過疎地域における県税の課税免除)</p> <p>第2条 過疎法第2条第1項に規定する過疎地域（以下「過疎地域」という。）内において、<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令</u>（令和3年総務省令第31号。以下「過疎法省令」という。）第1条第1号イに規定する特別償却設備設置者に対し、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める額については課税しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(促進区域における不動産取得税の課税免除)</p> <p>第3条 地域経済牽引事業促進法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、<u>同条第6項</u>の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下この条において「同意日」という。）から<u>令和5年3月31日</u>までに、地域経済牽引事業促進法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のために地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した地域経済牽引事業促進法第14条第1項に</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>過疎地域自立促進特別措置法</u>（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域経済牽引事業促進法」という。）、地域再生法（平成17年法律第24号）及び山村振興法（昭和40年法律第64号）に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(過疎地域における県税の課税免除)</p> <p>第2条 過疎法第2条第1項に規定する過疎地域（以下「過疎地域」という。）内において、<u>過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令</u>（平成12年自治省令第20号。以下「過疎法省令」という。）第1条第1号イに規定する特別償却設備設置者に対し、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める額については課税しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(促進区域における不動産取得税の課税免除)</p> <p>第3条 地域経済牽引事業促進法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、<u>地域経済牽引事業促進法第4条第6項</u>の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下この条において「同意日」という。）から<u>起算して5年内</u>に、地域経済牽引事業促進法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のために地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した地域経済牽引事業促</p>

規定する承認地域経済牽引事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）については、不動産取得税を課さない。

（産業振興施策促進区域における不動産取得税の不均一課税）

第5条 山村振興法第8条第7項の同意を得た産業振興施策促進事項が記載され、かつ、同条第1項の同意を得た同項に規定する山村振興計画に記載された同条第4項第4号に掲げる期間（以下この条において「計画期間」という。）に、山村振興法第14条に規定する地域資源を活用する製造業又は農林水産物等販売業の用に供する施設又は設備であって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下この条及び第8条において「山村振興特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第40号に規定する青色申告書を提出する個人又は法人に限る。）について、山村振興特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得（計画期間の初日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に10分の1を乗じて得た率とする。

（1） 山村振興法第14条に規定する地域資源を活用する製造業（産業振興施策促進区域（山村振興法第8条第4項第1号に規定する産業振興施策促進区域をいう。次号において同じ。）において生産されたものを原料又は材料とするものに限る。）

500万円（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等が5,000万円を超える租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の4第4項に規定する中小企業者にあつては1,000万円）以上のもの

（2） 山村振興法第14条に規定する農林水産物等販

進法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）については、不動産取得税を課さない。

（産業振興施策促進区域における不動産取得税の不均一課税）

第5条 山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成3年自治省令第8号。以下「山振法省令」という。）第2条第1号に規定する特別償却設備設置者について、同号に規定する特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得（山振法省令第1条に規定する計画期間の初日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に10分の1を乗じて得た率とする。

売業（産業振興施策促進区域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。） 500万円以上のもの

（不均一課税の適用の申請）

第8条 略

2 第5条の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書を、個人にあっては山村振興特別償却設備を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限までに、法人にあっては山村振興特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限までに、知事に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 山村振興特別償却設備又はその敷地である土地の所在地及び取得年月日

(3) 略

3・4 略

（不均一課税の適用の申請）

第8条 略

2 第5条の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書を、個人にあっては山振法省令第2条第1号に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限までに、法人にあっては同号に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限までに、知事に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 山振法省令第2条第1号に規定する特別償却設備又はその敷地である土地の所在地及び取得年月日

(3) 略

3・4 略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第5条及び第8条第2項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 旧過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域内において、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）第1条第1号イに規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に係る県税の課税免除については、改正前の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

3 改正後の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第3条の規定は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）が令和3年4月1日以後である場合に適用し、同意日が平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間である場合は、なお従前の例による。

令和2年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

総務部

款	項	事業名	課名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
						既収入 特定財源	未収入 特定財源	分担金及び 負担金	その他	
2	総務費1	総務管理費	県庁舎浸水対策事業費	48,004,000	46,081,000					81,000
3	民生費1	鳥取県立人権ひろば21移転整備事業費	人権・同和对策課	9,427,000	1,774,630					1,774,630
		計		57,431,000	47,855,630				46,000,000	1,855,630